

## 「就学相談調整会議」開催要綱

### （目的）

- 1 八王子市における特別な支援が必要と思われる児童・生徒に適切な教育を保障するため、「就学相談調整会議（以下「会議」という）」を開催する。

### （意見を求める事項）

- 2 会議は、八王子市教育委員会教育長（以下「教育長」という）の要請に応じ開催し、以下の事項について、出席した者の意見を求める。
  - （1）特別な支援が必要と思われる新入学及び転入学児童・生徒の就学先に関すること。
  - （2）その他、教育長が必要と認める事項。

### （構成員）

- 3 会議への出席者は、次に掲げる者をもって構成する。
  - （1）特別支援学級設置校の校長及び教員
  - （2）教育委員会職員（指導主事及び心理士など含む）
  - （3）都立特別支援学校の教員及び市内関連施設の代表者
  - （4）特別支援教育に精通した専門家（医師、言語聴覚士など）
  - （5）その他教育長が必要と認めた者

### （出席依頼）

- 4 庶務から必要に応じ、前条に掲げる者に対して会議への出席要請を行う。

### （座長）

- 5 会議の進行役として、座長を置く。また座長は、特別支援学級設置校の校長の中から互選によって決定する。

### （公開）

- 6 会議は、非公開とする。

### （庶務）

- 7 会議の庶務は、学校教育部教育支援課が行う。

### （その他）

- 8 その他必要な事項については、教育支援課が別に定める。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。